第67号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年8月31日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

(芦屋市手数料条例の一部改正)

第1条 芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)の一部を次のように改正 する。

別表 2民生関係の表中番号24の項を番号25の項とし、番号6の項から番号23の項までを1項ずつ繰り下げ、同表番号5の項の次に次のように加える。

6	行政手続における特定の個人を識別	通知カードの再交付手数料	1枚につき	500円
	するための番号の利用等に関する法			
	律(平成25年法律第27号)第7条第1項			
	に規定する通知カードの再交付(通知			
	カードの追記欄の余白がなくなった			
	ときその他の再交付がやむを得ない			
	ものとして市長が認める場合を除			
	<.)			

第2条 芦屋市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 2民生関係の表中番号4の項を削り、番号5の項を番号4の項とし、番号6の項を番号5の項とし、同表番号5の項の次に次のように加える。

6	行政手続における特定の個人を識別個人番号カードの再交付手数料	1枚につき	800円
	するための番号の利用等に関する法		
	律第2条第7項に規定する個人番号カ		
	ードの再交付(個人番号カードの追記		
	欄の余白がなくなったときその他の		
	再交付がやむを得ないものとして市		
	長が認める場合を除く。)		

附則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から,第2条の規定は平成28年 1月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 通知カードの再交付手数料を1枚につき500円と定める。

(別表 2民生関係の表)

(2) 個人番号カードの再交付手数料を1枚につき800円と定める。

(別表 2民生関係の表)

(3) 住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止する。

(別表 2民生関係の表)

3 施行期日

- (1) 2(1)の規定 平成27年10月5日
- (2) 2(2)及び(3)の規定 平成28年1月1日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律抜粋 (※ 第7条の規定は、平成27年10月5日施行)

(定義)

第2条 (第1項省略)

(第2項から第6項まで省略)

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項(以下「カード記録事項」という。)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第18条において同じ。)により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

(第8項から第15項まで省略)

(指定及び通知)

第7条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、住民基本台帳法第30条の3第2項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第2項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カード(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。)により通知しなければならない。

(第2項から第8項まで省略)